

組合員 各位

協同組合バックステージ

## 【重要】

## 2021年4月1日からの大口多頻度割引の割引率について

いつも組合事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2月15日に西日本高速道路株式会社より大口・多頻度割引の車両単位割引の拡充措置について2021年3月末までの予定でしたが、2022年3月末まで延長する旨の通知が届きましたので、ご案内致します。

割引率等については、下記をご確認ください。

ご不明点等ございましたら、弊組合事務局（TEL：092-717-9381）までお問い合わせください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 【車両単位割引率】（高速国道・割引対象となる一部の一般有料道路ともに）

自動車1台毎の1ヶ月の各対象道路での割引対象額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%（20%）
1万円を超え、3万円までの部分	20%（30%）
3万円を超える部分	30%（40%）

高速国道と一般有料道路のご利用額は別々に計算されます。

※（ ）内は、ETC2.0を使用する事業用車両（注）に限り適用される割引率です。  
（2022年3月末まで）

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

以上